

## 第28回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年3月10日  
場 所 いなべ市役所 本庁舎  
庁議室

### 委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分  
閉 会 時 刻 午前10時10分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第28回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第28回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第28回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっております。本日の議事録署名委員に、2番議席森田久生委員と、4番議席田中敏夫委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3) (日程第4)</p>	<p>それでは、日程第2 報告第58号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」、日程第3 報告第59号「農地法第4条の規定による農地等の転用届許可申請承認について(委員会処分)」、日程第4 報告第60号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>日程第2 報告第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の賃貸借契約の解除については、原則、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は6件、10筆、面積 20,843 m<sup>2</sup>であることを報告します。</p> <p>日程第3 報告第59号 農地法第4条の規定による農地等の転用届許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は1件、2筆、1,158 m<sup>2</sup>です。場所は、笠田新田地内の畑です。目的は資材置場用地です。すでに、資材置場として転用していたため始末書が提出されております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>日程第4 報告第60号</p>
------------	---

	<p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>5条につきましても、市街化区域内ですので、届出となっております。</p> <p>今回の届出は2件、6筆、1,249.79㎡です。場所は、楚原地内の田です。2件とも隣接する箇所で同一目的の転用のため、併せてご説明します。目的は共同住宅用地です。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
議長	<p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
(日程第5) 議長	<p>日程第5 議案第158号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第158号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。今回は、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。利用権設定5件、7筆、面積11,604㎡です。</p>

	<p>議長 本議案は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を定めた利用権の設定です。この集積計画につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、議案第158号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第5)	<p>議長 続きまして、日程第6 議案第159号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第6 議案第159号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、8件、18筆、面積7,998.93㎡です。      &lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;      &lt;59番案件&gt;の申請地は、員弁町大泉新田地内の田です。      譲受人である員弁町大泉の■■■■が、員弁町大泉新田の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、550.93㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;60番案件&gt;の申請地は、員弁町上笠田地内の畑です。      譲受人である員弁町上笠田の■■■■が、員弁町上笠田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、125㎡を売買により譲り受ける申請です。なお、この土地は、農地の位置、面積、形状等からみて、隣接する土地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地に該当するため、下限面積適用除外になります。</p>

	<p>&lt;61番案件&gt;の申請地は、員弁町畑新田地内の畑です。 譲受人である員弁町畑新田の■■■■が、員弁町畑新田の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、914㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;62番案件&gt;の申請地は、北勢町下平地内の農用地の田です。 譲受人である北勢町下平の■■■■が、北勢町麻生田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、432㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;63番案件&gt;の申請地は、大安町片樋地内の畑です。 譲受人である大安町片樋の■■■■が、大安町片樋の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、138㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;64番案件&gt;の申請地は、北勢町小原一色の田、畑です。 譲受人である北勢町小原一色の■■■■が、名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の7筆、5,492㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;65番案件&gt;、&lt;66番案件&gt;の申請地は、目的が交換のため、併せてご説明いたします。申請地は、北勢町麻生田地内の畑3筆です。 申請者である北勢町麻生田の■■■■と北勢町麻生田の■■■■が、双方所有する議案書に記載の2筆、170㎡と、1筆、177㎡を交換します。現在、航空写真のとおり、それぞれ一体利用している農地に所有権を合わせるために申請を提出しております。</p> <p>以上8件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第159号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を採決いたします。</p> <p>本議案について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
--	--

<p>(日程第7)</p> <p>議長</p>	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>日程第7 議案第160号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第7 議案第160号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、2筆、398㎡です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;7番案件&gt;の申請地は、大安町石樽東地内の田です。農地区分は、第2種農地です。この案件は、議案第163号第5条使用貸借権設定の29番案件と関連しますので併せてご説明いたします。</p> <p>転用計画としては、転用行為者(所有者)の大安町石樽東の■■■■が、議案書に記載の2筆、398㎡を、4条で個人住宅用地へ転用します。また、5条の使用貸借権を設定して、■■■■と共有で住宅を建築するという計画です。土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の側溝へ放流します。</p> <p>以上4条転用許可1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p> <p>現地調査委員</p>	<p>この案件につきましては、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>議案第160号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は</p>

		<p>確認されませんでしたので、報告します。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第160号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第8) (日程第9) (日程第10)	議長	<p>続きまして、日程第8 議案第161号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」、日程第9 議案第162号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」、日程第10 議案第163号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第8 議案第161号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、8件、9筆、5,997㎡です。 ＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞ ＜46番案件＞の申請地は、北勢町大辻新田地内の畑です。農地区分は、第2種農地です。 転用計画としては、譲受人である東京都の[ ]が、桑名市の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、1,091㎡を、3棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を</p>

利用します。雨水排水は新設の雨水排水管を經由して既設の道路側溝へ放流します。

<47番案件>の申請地は、46番と同じく北勢町大辻新田地内の畑です。場所は46番の南にあります。農地区分は、第2種農地です。

転用計画としては、こちらも譲受人である東京都の■■■■が、桑名市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、904㎡を、3棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は碎石を敷設し整地を行い、周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透にて処理します。

<48番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の畑です。農地区分は、10ha以上農地が連担しているため第1種農地です。第1種農地ですが、集落接続のため不許可の例外となります。

転用計画としては、譲受人である■■■■が、愛知県豊明市の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、1,342㎡を、■■■■が管理している■■■■の駐車場として転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみを行います。周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は利用せず、雨水排水は自然浸透です。

<49番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の畑です。農地区分は、第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である四日市市の■■■■が、員弁町下笠田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、499㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<50番案件>の申請地は、北勢町麓村地内の畑です。農地区分は、第2種農地です。

計画としては、譲受人である愛知県豊田市の■■■■が、北勢町東村の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、495㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は最大130cm程度の盛土を行うため、コンクリートパネル型枠のブロックを設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は浸透柵に集水後、自

然浸透にて処理します。

<51番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の田です。農地区分は、第2種農地です。この案件は、議案第163号第5条使用貸借権設定の27番案件と関連しますので、併せてご説明いたします。

転用計画としては、譲受人兼転用行為者兼使用貸人である員弁町大泉の[ ]と、転用行為者兼使用借人である[ ]が、員弁町大泉の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、454㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。[ ]が所有する土地を[ ]が譲り受けて宅地に転用するのが、第5条所有権移転の申請です。そして、[ ]から[ ]へ5条の使用貸借権を設定して、個人住宅を建築します。土地造成は整地を行い、周囲はコンクリートブロックを設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内に雨水排水用側溝を設置して集水後、既設の道路側溝に放流します。

<52番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畑です。農地区分は、第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である大安町南金井の[ ]が、三重郡菰野町の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、991㎡を、駐車場として転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみを行います。取水は利用せず、雨水排水は自然浸透です。

<53番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。農地区分は、第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である東員町の[ ]が、静岡県浜松市の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、221㎡と隣接する1712番、現況雑種地と一体利用地として併せて396㎡を、個人農家住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第9 議案第162号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、3筆、面積567㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<25番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、第2種農地です。

転用計画としては、賃借人である大安町石樽南の [ ] が、大安町石樽南の [ ] が所有する議案書に記載の3筆、567㎡を、駐車場用地へ賃貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ行います。取水は利用せず、雨水排水は自然浸透で対処します。

続きまして、日程第10 議案第163号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、4件、5筆、面積1,277.41㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<26番案件>の申請地は、員弁町宇野地内の田です。農地区分は、第2種農地です。

転用計画としては、借受人である愛知県碧南市の [ ] が、員弁町宇野の [ ] が所有する議案書に記載の1筆、1206㎡の内56.41㎡を進入路として転用したい旨の計画です。この申請は、1月委員会の議案にありました隣接地の太陽光発電施設への仮設道路のための一時転用です。一時転用期間は2か月間です。土地造成は整地のみ行います。取水は利用せず、雨水排水は自然浸透で対処します。

<27番案件>の申請地は、議案第161号第5条所有権移転許可申請の51番案件で併せてご説明いたしましたので省略いたします。

<28番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の畑です。農地区分は、いなべ警察署と太田歯科医院が500m以内にあるため、3種農地です。

転用計画としては、使用借人である津市の [ ] が、員弁町上笠田の [ ] が所有する議案書に記載の1筆、369㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地

	<p>をし、コンクリートブロックを設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の南側道路側溝に放流します。</p> <p>&lt;29番案件&gt;の申請地は、議案第160号第4条転用許可申請の7番案件で併せてご説明いたしましたので省略いたします。</p> <p>以上5条所有権移転8件、賃貸借1件、使用貸借4件の計13件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願います。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第161号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」8件、議案第162号「同法の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件、議案第163号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請について」4件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。</p> <p>このことについて、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第161号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第162号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p>
--	---

<p>(日程第11) 議長</p> <p>事務局</p>	<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第163号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第11 議案第164号「非農地証明願承認について(委員会処分)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第11 議案第164号 非農地証明願承認について(委員会処分) 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和4年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は10件、18筆、1,821.33㎡です。 &lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt; &lt;74、75番案件&gt;の申請地は、隣接し同一目的の申請のため併せてご説明いたします。大安町石樽北山地内の台帳地目、田です。 願い出者は、大安町石樽北山の■■■■■■■■■■で、昭和54年から進入路に転用し、現在に至っております。 &lt;76番案件&gt;の申請地は、員弁町笠田新田地内の台帳地目、田の2筆です。 願い出者は、員弁町笠田新田の■■■■■■■■■■で、宅地部分は平成8年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。 &lt;77番案件&gt;の申請地は、藤原町古田地内の台帳地目、畑です。</p>
------------------------------	--

願い出者は、藤原町古田の [ ] で、20年前から貯水槽の点検通路及び竹林として利用し、現在に至っております。

<78番案件>の申請地は、北勢町向平地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、桑名市の [ ] で、昭和63年から宅地に転用し、現在に至っております。

<79番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、静岡県沼津市の [ ] で、平成6年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

<80番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の台帳地目、田です。

願い出者は、員弁町大泉新田の [ ] で、明治37年から石碑として利用し、現在に至っております。

<81番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、北勢町麻生田の [ ] で、平成8年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<82番案件>の申請地は、北勢町鼓地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、北勢町田辺の [ ] で、平成10年以前から倉庫及び進入路に転用し、現在に至っております。

<83番案件>の申請地は、藤原町市場地内の台帳地目、田です。

願い出者は、北勢町中山の [ ] で、平成3年から駐車場に転用し、現在に至っております。

以上10件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

非農地証明につきましては、無断転用後おおむね20年を経過した土地についての証明です。

何か質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第164号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。

		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については以上です。</p>
5 その他	議長	<p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p>
	委員	<p>員弁町の大泉新田からいなべ総合学園の方へ道路ができる関係で、農地も関係してくると思いますが、農業委員会としては何かすることはあるのでしょうか。</p>
	事務局	<p>県の事業になるので、県の方から所有者や耕作者へは連絡がいています。農用地も縦断しますので、農地の基盤強化や分筆に係る是正などは、個々に相談を受けて、進めさせていただいております。</p>
6 閉会の宣言 【午前10時10分閉会】	議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>今回は、4月1日(金)午前9時から現地調査です。13番二宮義隆委員と14番山田陽一委員は出席をお願いします。</p> <p>次回の委員会は、4月8日(金)です。場所は、シビックコア2階の研修室2です。よろしくお願いします。</p> <p>これもちまして、第28回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

---

議事録署名者

---